

単体情報

中間財務諸表

当行の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について、平成18年度中間期は証券取引法第193条の2の規定に基づき、平成19年度中間期は金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、新日本監査法人の中間監査を受けています。以下の中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、上記の中間財務諸表に基づいて作成しています。

● 中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成18年度中間期 (平成18年9月30日現在)	平成19年度中間期 (平成19年9月30日現在)
資産の部		
現金預け金	80,767	80,483
コールローン	5,541	43,504
買入金銭債権	26,130	20,830
商品有価証券	2,546	4,258
金銭の信託	21,405	21,455
有価証券	1,906,931	1,989,861
貸出金	3,686,965	3,684,096
外国為替	1,690	964
その他資産	61,662	47,437
有形固定資産	67,784	67,327
無形固定資産	6,540	7,301
支払承諾見返	29,632	25,671
貸倒引当金	△86,352	△70,122
資産の部合計	5,811,244	5,923,069
負債の部		
預金	5,173,951	5,244,968
譲渡性預金	35,328	32,687
コールマネー	102,758	109,200
債券貸借取引受入担保金	7,661	10,370
借入金	13,592	13,723
外国為替	535	752
その他負債	34,366	49,569
退職給付引当金	1,911	1,172
役員退職慰労引当金	—	1,965
睡眠預金払戻損失引当金	—	1,121
繰延税金負債	33,691	37,244
再評価に係る繰延税金負債	12,574	12,252
支払承諾	29,632	25,671
[負債の部合計]	5,446,003	5,540,698
純資産の部		
資本金	48,652	48,652
資本剰余金	29,236	29,239
資本準備金	29,114	29,114
その他資本剰余金	121	124
利益剰余金	187,619	211,427
利益準備金	43,548	43,548
その他利益剰余金	144,071	167,879
圧縮記帳積立金	633	689
別途積立金	130,650	145,650
繰越利益剰余金	12,788	21,539
自己株式	△3,719	△3,882
株主資本合計	261,789	285,436
その他有価証券評価差額金	89,051	82,972
繰延ヘッジ損益	△12	△0
土地再評価差額金	14,413	13,963
評価・換算差額等合計	103,452	96,934
[純資産の部合計]	365,241	382,371
負債及び純資産の部合計	5,811,244	5,923,069

● 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年度中間期 (平成18年4月 1日から 平成18年9月30日まで)	平成19年度中間期 (平成19年4月 1日から 平成19年9月30日まで)
経常収益	67,431	67,074
資金運用収益	49,881	54,455
(うち貸出金利息)	(33,997)	(37,619)
(うち有価証券利息配当金)	(14,314)	(13,853)
役務取引等収益	9,281	10,097
その他業務収益	598	680
その他経常収益	7,669	1,839
経常費用	53,018	45,776
資金調達費用	6,640	10,905
(うち預金利息)	(3,991)	(8,598)
役務取引等費用	2,291	2,344
その他業務費用	6,695	636
営業経費	28,647	29,633
その他経常費用	8,743	2,256
経常利益	14,412	21,297
特別利益	45	40
特別損失	2,385	1,129
税引前中間純利益	12,072	20,208
法人税、住民税及び事業税	58	5,673
法人税等調整額	7,242	1,733
中間純利益	4,771	12,800

● 中間株主資本等変動計算書

平成18年度中間期（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金					
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
平成18年3月31日残高	48,652	29,114	120	29,235	43,548	472	120,650	19,289	183,959	△ 3,650	258,197
中間会計期間中の変動額											
剰余金の配当 (注)	—	—	—	—	—	—	—	△ 1,743	△ 1,743	—	△ 1,743
役員賞与 (注)	—	—	—	—	—	—	—	△ 45	△ 45	—	△ 45
圧縮記帳積立金の積立 (注)	—	—	—	—	—	160	—	△ 160	—	—	—
別途積立金の積立 (注)	—	—	—	—	—	—	10,000	△ 10,000	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—	—	—	—	4,771	4,771	—	4,771
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△ 69	△ 69
自己株式の処分	—	—	0	0	—	—	—	—	—	1	1
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	676	676	—	676
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計	—	—	0	0	—	160	10,000	△ 6,501	3,659	△ 68	3,592
平成18年9月30日残高	48,652	29,114	121	29,236	43,548	633	130,650	12,788	187,619	△ 3,719	261,789

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高	99,767	—	15,090	114,857	373,054
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当 (注)	—	—	—	—	△ 1,743
役員賞与 (注)	—	—	—	—	△ 45
圧縮記帳積立金の積立 (注)	—	—	—	—	—
別途積立金の積立 (注)	—	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—	4,771
自己株式の取得	—	—	—	—	△ 69
自己株式の処分	—	—	—	—	1
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	676
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△ 10,715	△ 12	△ 676	△ 11,404	△ 11,404
中間会計期間中の変動額合計	△ 10,715	△ 12	△ 676	△ 11,404	△ 7,812
平成18年9月30日残高	89,051	△ 12	14,413	103,452	365,241

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

平成19年度中間期（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金 準備金	利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金			利益 剰余金 合計		
						圧縮記帳 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
平成19年3月31日残高	48,652	29,114	122	29,237	43,548	689	130,650	25,540	200,428	△ 3,790	274,527
中間会計期間中の変動額											
剰余金の配当 (注)	—	—	—	—	—	—	—	△ 2,241	△ 2,241	—	△ 2,241
別途積立金の積立 (注)	—	—	—	—	—	—	15,000	△ 15,000	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—	—	—	—	12,800	12,800	—	12,800
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△ 95	△ 95
自己株式の処分	—	—	1	1	—	—	—	—	—	3	5
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	440	440	—	440
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計	—	—	1	1	—	—	15,000	△ 4,000	10,999	△ 91	10,909
平成19年9月30日残高	48,652	29,114	124	29,239	43,548	689	145,650	21,539	211,427	△ 3,882	285,436

	評価・換算差額等				純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高	93,463	△ 4	14,403	107,862	382,389
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当 (注)	—	—	—	—	△ 2,241
別途積立金の積立 (注)	—	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—	12,800
自己株式の取得	—	—	—	—	△ 95
自己株式の処分	—	—	—	—	5
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	440
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純額）	△ 10,491	3	△ 440	△ 10,927	△ 10,927
中間会計期間中の変動額合計	△ 10,491	3	△ 440	△ 10,927	△ 18
平成19年9月30日残高	82,972	△ 0	13,963	96,934	382,371

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

● 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、原則として全部純資産直入法により処理しております。
(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産
有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物：6年～50年
動産：3年～20年
(会計方針の変更)
平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ26百万円減少しております。
(追加情報)
当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ85百万円減少しております。
(2) 無形固定資産
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（「破綻先」）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（「実質破綻先」）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（「破綻懸念先」）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法（「DCF法」））により引き当てております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。
- 役員賞与引当金
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、当中間会計期間においては計上しておりません。
- 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

- 過去勤務債務：
その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：
各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日から損益処理
- 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
(追加情報)
従来、役員退職慰労金は、支出時に費用として処理しておりましたが、前事業年度の下期から内規に基づく期末支給見込額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。前中間会計期間は、従来の方法によっており、変更後の方法によった場合と比べ経常利益は0百万円、税金等調整前中間純利益は2,167百万円多く計上されております。
 - 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金の預金者の払戻請求による支払に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
(会計方針の変更)
従来、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する事業年度及び当中間会計期間から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用し、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。
この結果、従来の方法に比べ、その他経常費用は105百万円、特別損失は1,015百万円増加し、税引前中間純利益は1,121百万円減少しております。
 - 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建て資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 - リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
 - ヘッジ会計の方法
(イ) 金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。
(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
 - 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 税効果会計に関する事項
当中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している剰余金の処分による圧縮記帳積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。

● 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(金融商品に関する会計基準)
「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会

計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

● 注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式（及び出資額）総額 3,184百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は8,201百万円、延滞債権額は114,154百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,112百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は44,509百万円あります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は168,978百万円あります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、69,643百万円あります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 258,559百万円
担保資産に対応する債務
預金 8,855百万円
コールマネー 29,075百万円
債券貸借取引受入担保金 10,370百万円
その他負債 342百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券77,815百万円及びその他資産4百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は1,250百万円あります。
なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、当中間会計期間中における取引はありません。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,095,414百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,059,240百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 59,275百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,760百万円
（当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円）
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金13,000百万円が含まれております。
12. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に基づいて、路線価に奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出。
13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は37,908百万円あります。

（中間損益計算書関係）

1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。
有形固定資産 1,396百万円
無形固定資産 998百万円
2. その他経常費用には、貸入金償却0百万円、貸倒引当金繰入額1,492百万円、貸出債権売却損264百万円及び株式等償却216百万円を含んでおります。
3. 特別損失には、過年度相当額の睡眠預金払戻損失引当金繰入額1,015百万円を含んでおります。

（中間株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	6,794	116	6	6,904	注
合計	6,794	116	6	6,904	

(注) 自己株式の増加116千株は単元未満株式の買取りによる増加であり、自己株式の減少6千株は売却による減少であります。

（リース取引関係）

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額
取得価額相当額
動産 3,995百万円
減価償却累計額相当額
動産 2,118百万円
中間会計期間末残高相当額
動産 1,877百万円
・未経過リース料中間会計期間末残高相当額
1年内 493百万円
1年超 1,433百万円
合計 1,926百万円
・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料 364百万円
減価償却費相当額 309百万円
支払利息相当額 56百万円
・減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
・利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。
2. オペレーティング・リース取引
・未経過リース料
1年内 46百万円
1年超 474百万円
合計 520百万円